



おおさき町

農業委員会だより

豊かな自然が宝物 みんなで紡ぐ結いのまち
—みんなが主役 新たな時代を開くゆめづくり—

No. 38

令和3年8月13日

●発行 大崎町農業委員会

●編集 広報編集委員会

〒899-7305

鹿児島県曾於郡大崎町

假宿 1029 番地

電話 099 (476) 1111

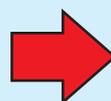
内線 530



(パッションフルーツの果実)

目次

- 農地中間管理事業について…………… P 2
- 大崎町春季畜産品評会・担い手の紹介…………… P 3
- 農業委員会からのお知らせ…………… P 4

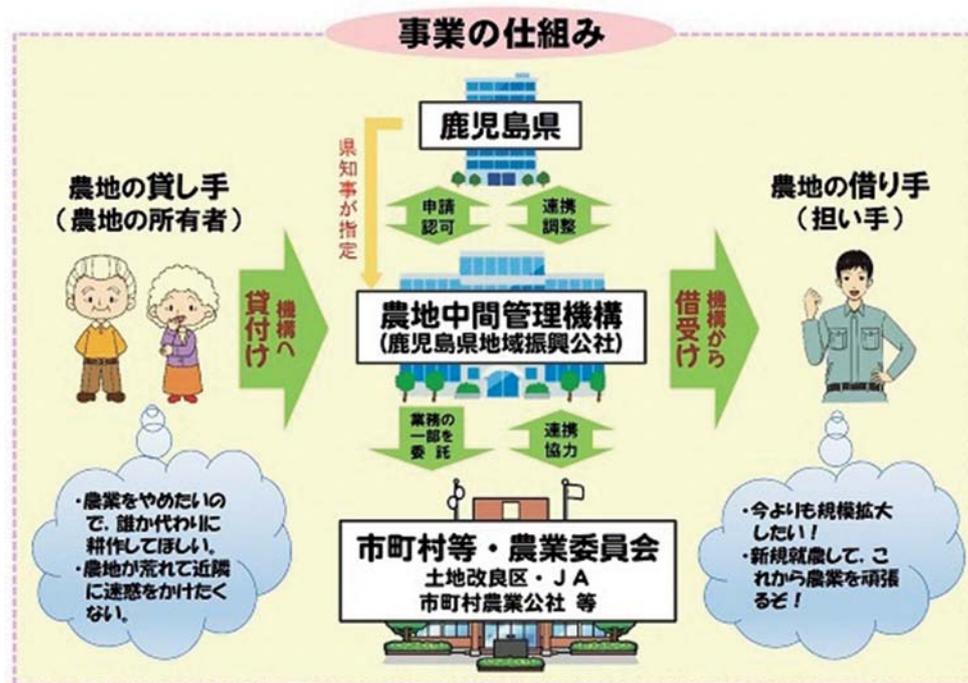


農業委員会HP案内



農地中間管理事業について

- 平成 26 年度から始まった、農地の貸し借りの方法です。
- 公的機関である鹿児島県地域振興公社（以下、農地バンク）が市町村と連携し、農地の貸し借りを調整します。
- 賃借料は農地バンクが決まった時期に必ず振込ます。
- 農地は賃貸借期間終了後、必ず所有者へ返還されます。（所有権は移りません）



大崎町の実績（令和3年3月末 897.8 ha 耕地面積に対して23%）

機構集積協力金事業（経営転換協力金）について

- 次の農業者等が農地バンクに農地を貸し付ける場合に、協力金を交付します。
 - ・農業部門の減少により経営転換する農業者
 - ・農地の相続人で農業経営を行わない者

< 交付要件 >

- ・農地を 10 年以上機構に貸し付けること等

	交付単価	上限
令和3年度	1.5 万円 / 10a	50 万円 / 1戸

注1 令和3年度は、3年9月上旬までに要件を満たし申請のあった場合に交付対象
問合せは、大崎町役場 農林振興課 営農推進係まで

農地中間管理機構関連農地整備事業について

- 機構が借り入れている農地で、まとまりのある農地を対象に区画整理等を実施します。
大崎町では益丸地区の水田約 49.7 haが対象となっており、区画整理の工事については、令和4年度以降始まる予定です。
その他、有村下地区（档ヶ山）・谷迫地区等の水田の区画整理も計画されています。

大崎町春季畜産品評会開催される

4月13日、大崎町家畜集合センターにて春季畜産品評会が開催されました。今回は全体で59頭の出頭がありました。

○成績

肉用牛1部

1席 杉山 嵐太郎

(血統 華春福×忠茂勝×安福久)

肉用牛2部

1席 穂園 政信

(血統 秀幸福×華春福×金幸)

肉用牛3部(父系群3頭1組)

1席 内田 裕貴

(血統 秀幸福×美国桜×勝忠平)

1席 内田 裕貴

(血統 秀幸福×華春福×隆之國)

1席 原田 雪子

(血統 秀幸福×華春福×安糸福)



挑戦

第12回全国和牛能力共進会(鹿児島大会)

令和4年10月6～10日開催

チーム鹿児島で大座を目指せ鹿児島黒牛

頑張っています(担い手の紹介)

大崎町認定農業者協議会会長に就任

大崎町飯宿で(有)羽子田人工授精所を経営している羽子田幸一さんが、6月の総会において会長に選ばれました。

認定農業者とは農家のプロを目指す方々の組織で、平成9年に設立され、現在207名会員となっています。会員の半数が畜産農家で、会社経営(法人)も31社加入しております。

主な活動としては、経営改善のための研修会の実施、先進地調査研修等であり、会員相互の連携を図り、地域農業の発展に寄与するを目的としています。羽子田さんは地元小学校を卒業後、鳥取県畜産講習所を経て帰郷し10年前から社長として頑張っておられます。

現在、種雄牛20頭を飼育されており今後の活躍が期待されます。



種雄牛と羽子田 幸一さん

大崎町和牛部会会長に就任

大崎町永吉で和牛経営を行っている有村貞之さんは、今年4月に和牛部会の会長に選ばれました。和牛部会は今年で50年目を迎え、9支部・会員285名の組織となっています。昨年は新型コロナウイルスの影響により枝肉相場が下落したこと、子牛取引価格も影響を受けました。今年も緊急事態宣言などの影響を受けています。

大崎町の和牛農家は高齢化等により減少傾向ですが、国の制度等を活用し規模拡大する青年もいることから、飼育頭数の維持に関係機関一体となって取り組んでいます。

令和3年は昨年実施できなかった品評会・共進会への出頭を始め、各支部の研修等を通じ会員の親睦を図り、商品性の高い子牛生産と、家畜防疫・衛生管理の徹底を図ることが目標となっています。有村さんは最適化推進委員としても地域農業を支えていますので、今後の活躍を期待します。



有村 貞之さん

農業委員会からのお願い

●農地の権利移動について

農地の権利を移動するには、農地法に基づく農業委員会の許可が必要になります。

なお、許可の種類には、農地法3条（農地として所有権を移動）・4条・5条（転用：農地を他の目的として利用）があります。

また、転用できない農地もありますので、詳しくは農業委員会へご相談ください。

●申請書等の申込期限について

1. 3条・4条・5条申請…原則、毎月月末（月によっては、1～2日前になります）
2. 利用権設定各筆明細書…毎月月末
3. あっせん申出（売買・貸借）…その都度受付の月末締め

《最適化推進委員を募集します》

募集人数：大崎地区 3名、野方・持留地区 1名

業務内容：農業委員会総会への出席（毎月1回）及び活動報告書の提出

現地調査への帯同、3条調査（農地の買受予定者等への訪問調査）

農地のあっせん及び農政座談会等への出席

農家への意向調査等

※応募を希望される方は農業委員会までご連絡ください。



農業者年金は次の要件を満たせば加入できます

- ①60歳未満 ②国民年金第1号被保険者 ③年間60日以上農業に従事

※ 保険料は2万円から6万7千円まで加入者が自由に選択できます。

広報委員
大野純一 藤井亨
東一孝 北村修
有村貞之 田畑道雄

◆編集後記◆
広報委員会編集のもと、第38号の農業委員会だよりをお届けします。発行に当たり取材協力をいただいた皆様には心よりお礼申し上げます。
広報委員会では、今後も経営に役立つ情報提供をしてまいりますのでご意見・ご要望をお寄せください。



～全国農業新聞～

全国農業新聞は、みなさまの立場に立って、中央・地方の情勢、営農や暮らしの情報を提供しています。

お申し込みは、お近くの農業委員または農業委員会までご連絡ください。



発行日：毎週 金曜日 購読料：1ヶ月 700円